

低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請 添付図書一覧表

申請に必要な図書	添付図書チェック欄		
	適合証 あり	設計住宅 性能評価書あり	その他
共通図書			
設計内容説明書			
付近見取図			
配置図			
仕様書（仕上げ表を含む。）			
各階平面図			
床面積求積図			
用途別床面積表			
立面図			
断面図又は矩計図			
各部詳細図			
各種計算書			
その他確認に必要な書類（ ）			
設備機器関係（住宅）			
機器表			
設備機器関係（非住宅）			
機器表			
仕様書（昇降機）			
系統図			
各階平面図			
制御図			
所管行政庁が必要と認める図書			
登録省エネ判定機関等が交付した適合証			
住宅型式性能認定書又は型式住宅部分等製造者認証書等			
添付図書一覧表			
手数料算定表			
設計住宅性能評価書の写し ＜注1＞			
断熱等性能等級 等級5、等級6又は等級7			
一次エネルギー消費量等級 等級6			
都市の緑地の保全に配慮していることを証する図書（許可書、届出書等の写し） ＜注2＞ ※ 以下に掲げるものに該当する場合、□にチェック ⇒ 許可書・届出書等の添付必要 ※ 以下に掲げるものに該当しない場合、チェック欄に「該当なし」を記入			
☐ 緑地保全地域 ☐ 特別緑地保全地区 ☐ 緑化地域 ☐ 緑地協定 ☐ 生産緑地地区 ☐ 建築協定 ☐ 地区計画区域 ☐ 環境緑地保全普通地区 ☐ 計画整備地区 ☐ 市街化区域内の大規模建築物（環境条例）			
登録省エネ判定機関等が軽微な変更等に該当している旨を証するため交付する書面の写し			
建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合			
建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書等			
委任状 ＜注3＞			

【認定できる区域であることの確認欄】

下の内容を確認のうえ、右欄の□にチェックすること。

- 市街化区域 - 都市施設である緑地でない区域	☐ 認定申請に係る建築物敷地が左記の区域内に存する事を確認済
---	---

＜注 1＞ 設計住宅性能評価書について（市要綱抜粋）

（所管行政庁が必要と認める図書）

第6条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 登録省エネ判定機関等による事前審査を受けた場合にあっては、当該登録省エネ判定機関等により作成された省エネルギー基準に適合する計画であると認める旨の書類（以下「適合証」という。）
- (2) 認定の対象が一戸建ての住宅の場合において、計画の認定を受けようとする者が、登録住宅性能評価機関から品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下単に「設計住宅性能評価書」という。次に掲げる基準に適合するものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、前号の適合証に代えて当該設計住宅性能評価書の写し

ア 断熱等性能等級

品確法第3条の2第1項に規定する評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）

第5の5の5-1(3)の等級5、等級6又は等級7

イ 一次エネルギー消費量等級

評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6

＜注 2＞ 都市の緑地の保全への配慮について（市要綱抜粋）

（認定基準）

第2条 法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。以下「基本方針」という。）4(2)③に規定する都市の緑地の保全に配慮されたものの認定基準は、次の各号に定めるものとする。ただし、市長が都市の緑地の保全上支障がないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 次の各号に定める区域内にあるものにあっては、当該各号に定める区域に係る緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合、認定しない。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条に規定する緑化地域

エ 都市緑地法第45条第2項第1号に規定する緑地協定区域

オ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条に規定する生産緑地地区

カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条に規定する建築協定区域

キ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5に規定する地区計画区域

ク 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第97条に規定する環境緑地保全普通地区

ケ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第31条に規定する計画整備地区

- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内の建築物にあっては、環境条例第118条の2第1項に規定する建築物及びその敷地の緑化基準に適合しない場合、認定しない。

- (3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内にあるものは認定しない。

2 前項第1号及び第2号の基準の適用は、届出等が必要な建築物に限る。

＜注 3＞ 委任状について

申請者から委任を受けた方が申請を行う場合に限り必要です。

なお、委任を受けたものの所属する事務所名（電話番号を含む）、事務所の別（行政書士事務所、一級建築士事務所等）、代理者の氏名及び身分（行政書士、一級建築士等）を記入してください。

＜注 4＞ 申請図書の必要部数

認定申請に必要な部数は、正本及び副本各1通（適合証を添付しない場合は2通）です。

また、変更認定申請の場合は、変更内容が分かる図書及び前回の認定通知書を添付し、上記同様の部数を提出してください。

なお、建築基準関係規定に関する審査をあわせて申し出る場合は、建築基準法第6条第1項に規定する図書等（構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合判定が必要な場合はその適合判定通知書又はその写しを含む）の正本1部、副本2部をあわせて提出してください。